

【治験とは】

「くすりの候補」が「くすり」となって、患者さんの治療に使われるようになるためには、国（厚生労働省）から医薬品として承認を得なければいけません。

そのためには健康な人や患者さんのご協力によって、効き目（有効性）と副作用（安全性）を調べる必要があります。

この試験を「治験」と呼び、治験で用いられる「くすりの候補」を「治験薬」と呼んでいます。

詳しくは <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/chiken/index.html>
（厚生労働省ホームページ）をご覧ください。

【GCP 第 28 条関連】

「治験審査委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要の公表」について

→ 治験事務局に公表用資料を備えています。閲覧希望の方は下記までご連絡をお願いします。

治験審査委員会（IRB）開催日のお知らせについて

→ 原則、第 3 月曜日又は第 4 月曜日に開催

その他、手続き等について

→ 下記までご連絡をお願いします。

なお、申請書類（統一書式）につきましては下記「社団法人日本医師会 治験促進センター」よりダウンロードをお願いします。

<http://www.jmacct.med.or.jp/plan/format.html>

連絡先：医療法人 豊済会 小曽根病院

事務課：小路 英樹

TEL：06-6332-0135

対応時間：平日（月～金） 9:00～17:00

（ただし祝祭日及び、年末年始除く）